

レーザセンシング学会細則

事務局に関する細則

令和 2 (2020) 年10月31日 制定

(目 的)

第1条 本細則は、会則第37条に基づき、事務局の設置などについて必要な事項を定める。

(事務局の構成)

第2条 事務局は、事務局長、事務局次長、及び事務局員をもって構成する。

- 2 事務局長は、事務担当理事が務める。
- 3 事務局次長及び事務局員は、事務局長が正会員より選任し、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を執行する。
- 5 事務局次長及び事務局員は、就任時の事務局長の任期までとする。ただし、再任を妨げない。

(事務局の職務)

第3条 事務局は次の各項の職務を行う。

- (1) 会員管理。
- (2) 経理。
- (3) 資産管理。
- (4) 委員会等が行う事業、業務への支援事務。
- (5) 外部との連絡・折衝（事務局を除く委員会等の所掌に属するものを除く）。
- (6) その他、本会運営にかかわる事務。

(事務局員等の解任)

第4条 事務局長が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他事務局構成員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 事務局次長及び事務局員が前項各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。
- 3 前項及び前々項の規定により事務局長、事務局次長及び事務局員を解任しようとする場合は、議決の前に当該事務局長、事務局次長あるいは事務局員に弁明の機会を与えなければならない。

令和 2 (2020) 年10月31日制定・施行